

有価証券の時価情報

その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	令和4年3月末					令和4年9月末				
	取得原価 (償却原価)	貸借対照表上 計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	貸借対照表上 計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	587	523	△ 63	1	65	749	656	△ 93	3	97
債券	9,640	9,672	32	74	42	9,857	9,812	△ 45	47	93
国債	499	506	6	6	-	499	505	5	5	-
地方債	2,979	2,990	10	21	10	3,237	3,218	△ 19	15	34
社債	6,160	6,175	14	46	31	6,120	6,089	△ 31	27	58
その他	3,106	3,033	△ 73	45	119	3,509	3,320	△ 189	42	232
合計	13,334	13,229	△ 105	122	227	14,117	13,789	△ 328	94	422

(注) 貸借対照表計上額は、9月末日における市場価格等に基づいております。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

	令和4年3月末					令和4年9月末				
	貸借対照表上 計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表上 計上額	時価	差額	うち益	うち損
外国証券	200	196	△3	0	3	200	191	△8	-	8

(注) 時価は、9月末日における市場価格等に基づいております。

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額 (単位:百万円)

	令和4年3月末	令和4年9月末
	貸借対照表上計上額	貸借対照表上計上額
その他有価証券 非上場株式	10	10

地域に根をはり未来に広がる安心と信頼のネットワーク



本店 (ATM・両替機・貸金庫)
〒825-0002
福岡県田川市大字伊田3557番地8
TEL (代表) 0947-42-4040
FAX (本部) 0947-44-8885
FAX (本店) 0947-44-8858

金田支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-0510 (代)
FAX 0947-47-3010

西支店 (ATM・両替機)
〒826-0023
福岡県田川市上本町2番28号
TEL 0947-42-8125 (代)
FAX 0947-47-1118

行橋支店 (ATM・両替機)
〒824-0031
福岡県行橋市西宮市4丁目1番17号
TEL 0930-24-6777 (代)
FAX 0930-26-1428

香春支店 (ATM・両替機)
〒822-1403
福岡県田川郡香春町大字高野484番地4
TEL 0947-32-2413 (代)
FAX 0947-47-2030

添田支店 (ATM・両替機)
〒824-0601
福岡県田川郡添田町大字庄216番地
TEL 0947-82-4141 (代)
FAX 0947-47-7010

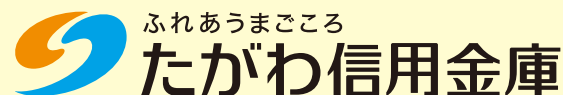
方城支店 (ATM・両替機)
〒822-1201
福岡県田川郡福智町金田1131番地の1
TEL 0947-22-1933 (代)
FAX 0947-47-3011

東支店 (ATM・両替機)
〒825-0002
福岡県田川市大字伊田3557番地8
TEL 0947-42-6110 (代)
FAX 0947-47-1117

赤池支店 (ATM・両替機)
〒822-1101
福岡県田川郡福智町赤池968番地
TEL 0947-28-5151 (代)
FAX 0947-47-5020

店舗外現金自動設備
サンリブ田川出張所
福岡県田川市大字川宮1674番地7
田川市役所出張所 (共同)
福岡県田川市中央町1-1
田川市立病院出張所 (共同)
福岡県田川市大字糺1700番地2

令和4年11月7日現在



過去のディスクロージャーは
こちらのページでご覧いただけます。

ミニディスクロージャー

September 30, 2022

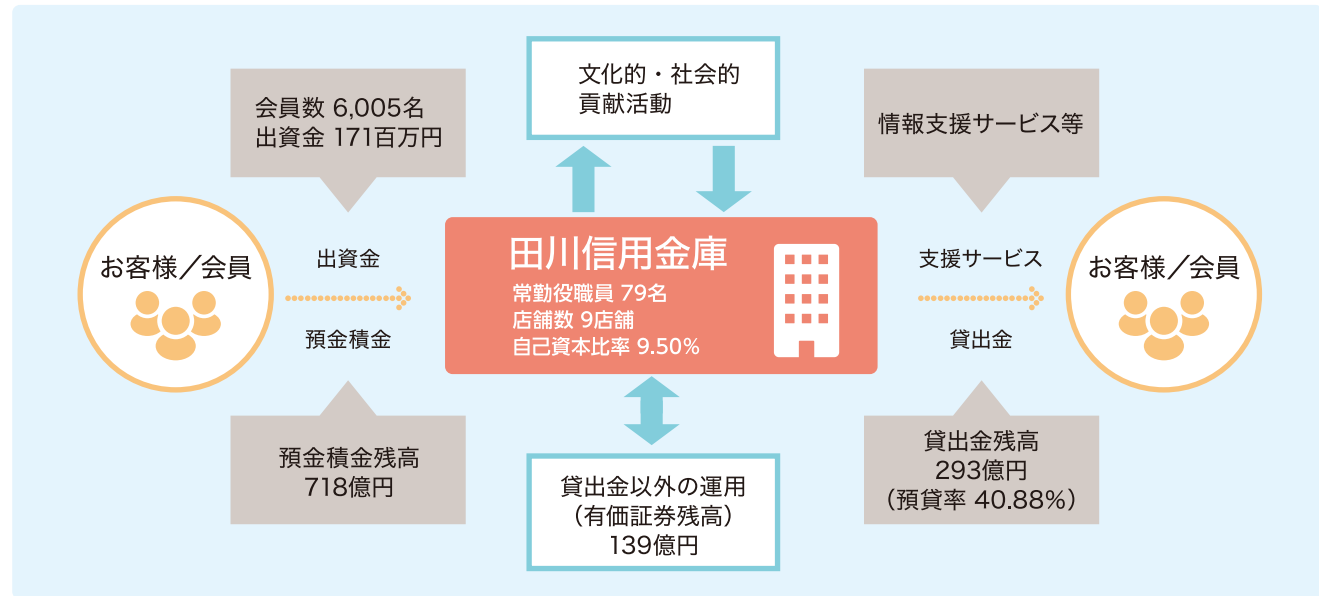


あなただのそばで...
 今までもこれからも



当金庫の地域経済活性化への取組みについて

当金庫は、田川・行橋地域を主な事業区域として、地元の中小企業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とし運営されている相互扶助型の金融機関です。
 地元のお客様からお預かりした大切な資金(預金や積金)は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

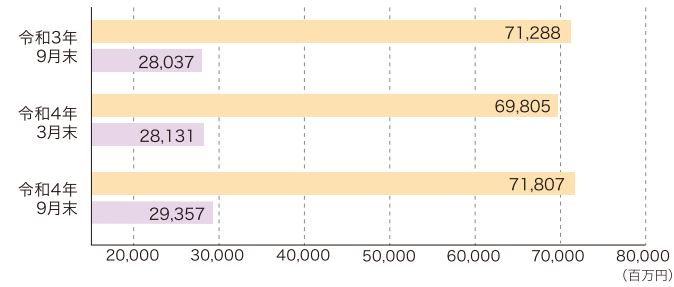


開示項目一覧(令和4年9月末)

損益の状況

	(単位:百万円)	
	令和4年3月末	令和4年9月末
業 務 純 益	65	27
実 質 業 務 純 益	65	27
コ ア 業 務 純 益	36	25
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	36	25
経 常 利 益	140	51
当 期 純 利 益	100	51

預金・貸出金の状況



貸出金の内訳

	(単位:百万円)	
業 種 区 分	令和4年3月末	令和4年9月末
製 造 業	1,051	1,055
農 業、林 業	9	12
漁 業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	2,344	2,182
電気・ガス・熱供給・水道業	53	50
情報通信業	-	-
運輸業、郵便業	457	466
卸売業、小売業	1,654	1,715
金融業、保険業	3,803	4,312
不動産業	3,996	4,028
物品賃貸業	10	10
学術研究、専門・技術サービス業	45	49
宿泊業	173	165
飲食業	776	942
生活関連サービス業、娯楽業	1,077	1,062
教育、学習支援業	16	16
医療・福祉	2,378	2,397
その他のサービス	1,875	1,876
小 計	19,724	20,345
地 方 公 共 団 体	1,208	1,741
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,198	7,270
合 計	28,131	29,357

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の引当状況

	(単位:百万円)	
	令和4年3月末	令和4年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	813	847
危険債権	126	123
要 管 理 債 権	0	0
三 月 以 上 延 滞 債 権	0	0
貸 出 条 件 緩 和 債 権	0	0
正 常 債 権	27,241	28,431
合 計	28,181	29,402
不 良 債 権 比 率 (%)	3.33	3.30

・「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 ・「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 ・「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 ・「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 ・「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 ・「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 ・「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

自己資本の構成に関する事項

項 目	令和4年3月	令和4年9月
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	2,859	2,907
うち、出資金及び資本剰余金の額	174	171
うち、利益剰余金の額	2,700	2,744
うち、外部流出予定額(△)	6	-
うち、上記以外に該当するものの額	△8	△7
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6	5
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6	5
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	2,866	2,913
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	0	0
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	0	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	2	0
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	3	0
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	2,862	2,912
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	28,235	29,036
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△150	△150
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△150	△150
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,594	1,594
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	29,830	30,631
自己資本比率	9.59%	9.50%
自己資本比率((ハ)/(ニ))		

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

	令和4年3月		令和4年9月	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	28,235	1,129	29,036	1,161
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	27,421	1,096	28,165	1,126
現 金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外公共部門向け	-	-	-	-
国際公共開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	10	0	10	0
我が国の政府関係機関向け	235	9	224	8
地方金融機関及び三行三社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,281	291	7,422	296
法人向け	9,514	380	9,996	399
中小企業等向け及び個人向け	3,551	142	3,576	143
抵当権付住宅ローン	514	20	536	21
不動産取得等事業向け	616	24	589	23
3月以上延滞等	323	12	317	12
取立未済等	1	0	1	0
信用保証協会等による保証付	325	13	307	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
株 資	1,366	54	1,540	61
出資等のエクスポージャー	1,366	54	1,540	61
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上 記 以 外	3,681	147	3,642	145
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	250	10
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	216	8	216	8
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	130	5	10	0
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	3,084	123	3,165	126
②証券化エクスポージャー				
証券化				
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー				
ルック・スルー方式	316	12	379	15
マナート方式	316	12	379	15
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォルバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額				
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△150	△6	△150	△6
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	16	0	16	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,594	63	1,594	63
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	29,830	1,193	30,631	1,225

1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>	粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
	直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%